

呉市火災予防条例が改正されました。

消防用設備等の設置基準を見直しました。

条例制定から46年が経過し、消防法令や建築関係法令による強化が進み、社会の防火に対する環境も充実してきたことにより、呉市火災予防条例で消防法令を補完していた9種類の消防用設備等と複合用途防火対象物における消防用設備等の設置基準を削除しました。

改正前

条例で補完していた付加基準

- ① 消火器 ② 大型消火器 ③ 屋内消火栓設備
- ④ スプリンクラー設備 ⑤ 水噴霧消火設備等
- ⑥ 自動火災報知設備 ⑦ 避難器具
- ⑧ 誘導灯 ⑨ 連結送水管
- ⑩ 複合用途防火対象物における消防用設備等の設置に関する基準

削除



改正後

条例で補完している付加基準なし

(施行日:令和2年9月28日)

Q 設置義務がなくなった消防用設備等は、撤去してもいいの？

A 条例による設置義務はなくなっても、消防法により設置義務が課せられる場合がありますので注意が必要です。撤去をお考えの方は、事前に消防局又は最寄りの消防署に相談してください。



Q 設置義務のなくなった消防用設備等を撤去しない場合、点検と報告は必要なの？

A 消防法による点検及び報告義務は不要となりますが、以下の点にご注意ください。

☆ 引き続き消防用設備等を使用される場合

設備を放置しておくとし、いざという時に使用できず、火災の拡大や逃げ遅れにつながる可能性があるため、適正に維持管理していただくようお願いします。

☆ 消防用設備等を使用しない場合

設備を放置しておくとし、老朽化が原因で、例えば消火器の破裂事故などにより、被害が発生することがあります。速やかに撤去することをお願いしますが、すぐに撤去することが困難な場合には、思わぬ事故を防ぐため、安全に十分配慮して撤去するまで管理していただくようお願いいたします。

※ 消防法施行令の規定により設置している消防用設備等の場合は、引き続き設置及び維持管理の義務がありますので、ご注意ください。ご不明な点がございましたら、消防局又は最寄りの消防署までお問い合わせください。



呉市消防局

【お問合せ先】

予防課指導係 0823-26-0324
西消防署予防査察係 0823-26-0335
東消防署予防査察係 0823-74-8906